

巻頭言

食料・農業・農村基本計画と特産農産物の振興について

農林水産省生産局生産流通振興課
特産農産物対策室長 春日 健二

本年3月、食料・農業・農村基本計画（基本計画）が見直されました。基本計画といえば、10年後における食料自給率の目標（今回はカロリーベースの自給率で50%を目標）を掲げ、それを達成するための生産数量目標ばかりがクローズアップされますが、基本計画の内容は、今後の農政の基本的な方向性を示す羅針盤であり、農業政策のすべてに関係しています。今回の基本計画は、見直しの議論が行われている昨年秋に政権が交代となり、大幅な見直しが行われました。これにより、基本計画の内容は、前回の基本計画とは大きく異なっています。

今回の基本計画の構成は、第1基本的な方針、第2食料自給率の目標、第3総合的かつ計画的に講ずべき施策、第4施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項、となっています。全体の項目立ては、平成17年に策定した前回の基本計画と同じです。しかし、記述されている内容をみると大きな違いがあります。例えば、第1の基本方針では、【現状】と【対応方向】とを明確に書き分けており、読者にとってわかりやすい内容となっています。また、前回の基本計画では、多様化する消費者ニーズに即して国内の農業生産の増大を図ることを基本としており、構造改革の加速化、担い手への農地の利用集積等が前面に出ていました。今回の基本計画では、国民との結びつきの強化により、国産の麦・大豆・新規需要米等の潜在需要を掘り起こし、需要に即した生産を行うことが重要であるとし、意欲ある多様な農業者の育成・確保への転換を行うこととしています。

また、今回の基本計画では、収益性の高い部門の育成・強化を図ることとされ、産出額世界第3位の花きの競争力の強化や、農産物の機能性に着目して、新たな食品素材や工業・製薬原料になり得る農産物についても、開発・発掘を行うこととなっています。私は、今回の基本計画に特産農産

物の生産振興が明確に記述されたことは、画期的な出来事であると思っています。

では、特産農産物の振興をどのようにしていくかですが、基本計画に書かれたからといって、簡単にいくものではありません。1つのマイナーな特産物をメジャーな農産物に育て上げるためには、優良品種の開発はもちろん、栽培技術の確立・普及、販路拡大などの計画を綿密に立てる必要があります。残念ながら、現在の特産農産物に対する研究・行政サイドの対応能力やマンパワーは、どれをとっても米・麦などの主要農産物に比べて見劣りがするどころか、ゼロに近いといっても過言ではありません。ただ、だからといって悲観することはないと思っています。これまで行政の支援がない中で、それぞれ独自に取り組んでいた訳でありますので、それぞれの個々の取組がうまく連携し、そこに何らかの行政の支援が加われば、大きな力となる可能性があります。私は、特産農産物の生産振興に携わる一人として、まずは、行政がコーディネーター役となり、研究サイドと生産サイド、生産サイドと実需サイドのそれぞれの橋渡し役として、積極的に取り組んでいきたいと思っています。うまくいけば、特産農産物の機能性に着目した新たな食品素材が開発されるかもしれませんし、産地サイドで加工し、直売所などで販売されることにより、地域振興につながるかもしれません。すなわち、農業の6次産業化を支える大きな柱になり得る可能性を秘めているのです。

特産農産物は、地域を支える重要な農産物であり、宝の山です。この宝の山から原石を掘り出し、これに磨きをかけ、立派な宝石として市場に出していくことが重要です。関係団体をはじめとした特産農産物振興に携わる者のさらなる連携が期待されています。